

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	平成20年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成20年11月7日（金） 午後1時30分 ～
開 催 場 所	市議会委員会室（市役所5階）
出 席 者 及 び 欠 席 者 （ 敬 称 略 ）	出席者：被保険者代表 荒田 成子、岡本 皓夫、田代 芳久、濱浦 雪代 保険医代表 比留間 修一、北條 泰輔、千竈 学 公益代表 善家 裕子、藤野 圭一（会長） 市側事務局 市民生活部長、保険年金課長、保険年金課主査、担当 欠席者：保険医代表 田島 彰 被用者保険代表 瀧沢 政視 公益代表 藤野 勝、栗原 高明
議 題	報告事項 1 国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について 2 平成20年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について 3 出産育児一時金の改定（諮問）について 議題 1 諮問事項の検討について 出産育児一時金の改定について 2 その他 【配布資料】 資料1 武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例新旧対照表 資料2 平成20年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） 資料3 出産育児一時金の改定（諮問）について 資料4 出産育児一時金の改定について
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	報告事項について：1～3の全て承認 議題1について：出産育児一時金を38万円へ改定する旨の答申を行う
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	（議長）定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。本日は、お忙しい中、御出席くださりまして、誠にありがとうございます。 それでは、ただいまから、平成20年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を開会いたします。 ただいまの出席委員は9名で定足数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立いたします。 次に会議録署名委員の指名ですが、武蔵村山市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定に基づきまして、被保険者代表として田代 芳久委員、保険医等代表として千竈 学委員、公益代表として善家 裕子委員を指名いたします。 それでは、会議次第に基づきまして会議を進めさせていただきます。 始めに報告事項1 国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について を事務局から報告をお願いいたします。 （保険年金課長）－説明－ （議長）報告が終わりました。 質疑がございましたら、お願いいたします。

(議長)他にございませんか。他にないようでございますので、報告事項1については、御了承いただきたいと思います。

次に、「報告事項2 平成20年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」について、事務局からお願いいたします。

(保険年金課長) - 説明 -

(議長)報告が終わりました。質疑がございましたら、お願いいたします。

(委員)歳入の繰越金、前年度繰越金、1億8,767万円なんですけれども、当然、これは、決算が終わったので確定したと思うんですけども、どういう内容のものが繰越金として上がってきたのか、何が減ったから、繰越金が出てきているわけですよね、ですから、医療費が減ったのか、そのあたりについて、参考までにお聞かせ願えますか？

(保険年金課長)国民健康保険の場合はですね、医療費が大部分でございまして、医療費が途中で足りなくなりますと、支払いができないと、困難になってしまうわけですので、ですから、補正予算を一回行っているわけですが、冬場のインフルエンザ等に対応しなければならない、ということで、医療費を膨らめまして、計上しているわけでございます。そのような関係で、医療費が余ったということございまして、医療費がぴったりいくというのは至難の業ではないかと思っております。

(委員)そうすると、全てが医療費という形で、増額補正をしたのにも関わらず、医療費が余ったということは、思っていたより、医療費が少なかったと、そういう考え方で、よろしいでしょうか？

(保険年金課長)そういうことでございます。

(議長)他にございませんか。他にないようでございますので、報告事項2については、御了承いただきたいと思います。

次に、「報告事項3 出産育児一時金の改定(諮問)」についてでございますが、この案件につきまして市長から諮問を受けておりますのでご報告いたします。内容につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

(保険年金課長) - 説明 -

(議長)報告が終わりました。質疑がございましたら、お願いいたします。

(委員)質疑等がないようでございますので、報告事項3につきましては、御了承いただきたいと思います。

それでは、次に議題1「諮問事項の検討について」を議題といたします。はじめに事務局より説明をお願いいたします。

(保険年金課長) - 説明 -

(議長)説明が終わりました。それでは、ただ今の説明に対し、質疑をお受けいたします。

(委員)出産育児一時金の支給状況なんですけれども、18年度なんですけ

れども、30万と35万円があるんですが、これは、予定ということなんですか？

(保険年金課長)これは、18年度に改定がございまして、9月までが30万円で10月から35万円となった、年度途中で引き上げが行われたというものでございます。これは、国からの法令の整備等があったものでございまして、今回は、35万円を、この制度(産科医療補償制度)の開始によりまして、患者の負担分が増えるだろう、ということで、この3万円の負担分を、患者の負担分として補ってあげようということでございます。

(委員)これを行った場合、年間の負担分はどのくらいになるんでしょうか？

(保険年金課長)年間で約500万円位の負担が増えると思われませんが、1月からですので、今年度は3ヵ月分(150万円)となります。

(委員)出産育児一時金の引き上げという形ですが、医療補償制度ですよね、3万円で、1出産に対して補償されて、参考に書いてあるような補償額が支払われますよ、ということなんですが、参考のために、そんなことはないんでしょうが、これは、母体に対する補償といいますが、お母さんに対する補償は、該当は全然ないというふうに考えてよろしいんでしょうか？

(保険年金課長)ご本人様(母親)は、生命保険等に参加されるだろうと思いますが、生まれてくるお子様は、名前もなく、社会保障制度に入っていないことから、このような制度で3千万円を上限に出しましょう、ということでございます。

(委員)医療方面で、かなりの費用がかかったとしても、全然該当しないよ、ということでしょうか？

(保険年金課長)母体については、そのようなことでございます。

(委員)新聞の記事だけで、はっきりしたことはわかってないんですが、出産育児一時金は、お産した人が市に届け出てしかるべきとのことで、窓口で支払わなくてもいいように新聞に書いてあったので、変わったんでしょうか？

(市民生活部長)(全ての出産に対しての)出産育児一時金の医療機関への直接払いということですが、国がそのような考え方を持っているとの新聞発表がされているところですが、その後情報がございまして、実施時期等は不明ということですので、よろしく願いいたします。

(委員)やるのであれば、早くやっていただきたいと思います。

(市民生活部長)現状でも、妊婦がかかっている医療機関に対しまして、委任をすれば、(出産育児一時金受任払制度を)市としましても、行っているところがございます。

(委員)分娩機関名についてですが、全分娩機関がこれに該当するということよろしいんでしょうか？

(保険年金課長) そうではなく、(産科医療補償制度への加入率は)全体で100%っていないということになります。

(委員) 医療機関によっては、産科医療補償制度がない場合があるということでしょうか？

(保険年金課長) そういうことございまして、現時点で95%ですが、これから1月に向け、加入率があがっていけば、まだ2か月ありますから、そのように考えております。

(委員) (産科医療補償制度への加入に対する)強制力はない、ということですね。

(市民生活部長) 法定の制度ではなく、財団法人が運営しており、加入しない医療機関等が残ってしまうことも考えられます。しかしながら、国においても、医療機関等に対し、加入を勧めている状況であります。

制度に非加入の医療機関等の場合は、掛け金3万円費用がかからない可能性もありますが、加入と非加入とで、差を設けるのはいかがなものか、この出産育児一時金につきましては、ある意味、医療に対する給付ではなく、見舞金的な色彩が強いものでございます。

したがいまして、制度に加入、非加入とを別に、一律38万円を支給すべきではないかと、事務局としましてはこのように考えております。

(委員) 武蔵村山市近隣だけではなくて、地方で、田舎で出産するというようなケースも多々あるかと思いますが、そのような病院は制度に加入していない可能性も考えられますよね。ですから、制度について、できるだけ、市の方でも市報等を通じてぜひPRしていただきたいと思います。

(委員) 自宅出産した場合の補償は、どうなるのでしょうか？

(市民生活部長) 補償されないと思います。

(保険年金課長) 制度に加入している助産師が行えば補償されますが、それ以外の場合は補償されないことになります。

(委員) 田舎で、医療機関で出産した場合は、補償されなくて、助産師は補償されるというのは、矛盾していないのでしょうか？

(市民生活部長) この制度に医療機関等が100%加入いただければ、問題は生じないのですが、法定の制度ではありませんので、強制的に加入となりますと、法整備が必要になるかと思えます。

(委員) 非加入の分娩機関名は分かっているのでしょうか？市民にお知らせする方法とか考えておりますか？どういう風に調べていますか？

(保険年金課長) 約5%の医療機関等は加入していないわけですが、非加入の医療機関等を市の方で広報するというわけにはいかず、それ自体が難しく、ご本人様が加入状況を(日本医療機能評価機構に)確認するしかなかろうかと思えます。あっせんすることは難しいのではないかと思います。

(市民生活部長) ある意味営業的な部分ですので、難しいのではなかろうかと思います。

(委員) 武蔵村山市近隣の医療機関等の加入状況ですが、近隣の中に非加入のところは確認しているのですか？

(市民生活部長) できておりません。

(保険年金課長) 公表しているのは、加入している医療機関等だけでありまして、全ての医療機関等が分かれば対応が可能なのかと思いますが、非加入については、把握できておりません。

(市民生活部長) 加入されている医療機関等を広報することは可能かと思いますが、非加入の医療機関等を広報することは難しいと思います。

(委員) 制度に加入しているかどうか、妊婦さんに知らせる方法とかは？

(市民生活部長) 母子手帳を交付する際に、出産育児一時金の案内と同時に広報することも考えられます。

(保険年金課長) インターネット等でも加入状況は把握することが可能であります。

(委員) 本人が知らない可能性があるので、自ら医療機関等に聞くようにして頂く等、機会を捉えて、徹底してPRしてもらいたい。

(委員) 母子手帳を渡す際に、制度のパンフレットを渡してもらいたいと思います。言った、言わないというようなことがないように、お願いいたします。

(委員) 出産育児一時金は、一般財源から出すということによろしいでしょうか？追加の3万円も一般財源からでしょうか？保険料に跳ね返るといったことはないのでしょうか？

(市民生活部長) ご指摘のとおりでございます。財源は、一般財源ですが、交付税措置はされているということでございます。

(委員) 双子の場合はどうなりますか？分娩費用は双子の場合は多くなりますよね？

(保険年金課長) 一分娩当たりとなりますので、補償されます。

(委員) 産科医療補償制度の趣旨には賛成なんですけど、見舞金と思うのですが、その中に、保険料が入ること自体がおかしいと思うんですよね？

それを一般財源化しているのであれば、そういう制度を国が作ればいいと思うんですけどね。だから、色々な問題が生じるのかなと思います。

(保険年金課長) 領収書を出す際には、医療費と保険料とは別に出されるのではないかと思います。

	<p>(委員)分娩機関名は、どこから持ってきたんですか？加入率は95%ですよ、残りの5%の医療機関はわかっているのですか？加入している医療機関名は市民に配るのですか？</p> <p>(保険年金課長)日本医療機能評価機構のホームページから抜粋しておりますが、全国で95%でして、加入している近隣の医療機関の名前を載せさせていただいたわけです。加入している医療機関名を市から配るとするのは、宣伝等の可能性もありますし、難しいのかなと思います。</p> <p>(委員)今かかっている医療機関等で加入しているかどうか確認してくださいよということですかね。</p> <p>(保険年金課長)そのような形かなと思います。</p> <p>(委員)分娩機関であれば、東京都の医療名鑑等で確認する方法もあるのかなと思います。</p> <p>(議長)委員の皆さんからいろいろなご意見をいただきましたが、議題となっております諮問事項に対する結論といたしましては、一人当たり380,000円とすることで確認させていただいてよろしいかと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(委員)異議なし</p> <p>(議長)異議等がないようでございますので、議題1につきましては、一人当たり380,000円とすることで後日、私と事務局の方で答申書を作成し、提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(委員)異議なし</p> <p>(議長)それでは、そのように進めさせていただきます。次に「その他」についてを議題といたします。その他について何かございますか。</p> <p>(委員)なし</p> <p>(議長)その他ですが、事務局から何かございますか。</p> <p>(保険年金課長)特にございません。</p> <p>(議長)それでは、これをもちまして平成20年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。</p>
--	--

会議の公開・ 非公開の別	公開 一部公開 非公開	傍聴者： _____ 0 人
	一部公開又は非公開とした理由 (_____)	

会議録の開示・ 非開示の別	開示 一部開示(根拠法令等： _____) 非開示(根拠法令等： _____)
------------------	---

庶務担当課	市民生活部 保険年金課(内線：132)
-------	---------------------